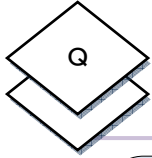




## 労働相談Q & Aで解決！

### 無期転換



有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換とはどのようなものですか。

**A** 同じ使用者との間で雇用期間の定めのある労働契約（有期労働契約）が繰り返し更新されて、契約期間が通算5年を超えた時は、労働者の申込みにより、雇用期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できることをいいます。

### 解説はこちら

- 有期労働契約が、同じ使用者との間で通算して5年を超えて繰り返し更新された場合は、その契約期間中に労働者が「無期労働契約への転換」の申込みをすれば、使用者がその申込みを承諾したとみなされ、無期労働契約に転換されます（労働契約法18条第1項）。
- 通算期間は、平成25(2013)年4月1日以降に開始した労働契約からが対象となります（平成25年3月31日以前に開始したものは通算期間に含めません。）。
- 同じ使用者との間での労働契約がない期間（空白期間）がある場合、その期間が6か月以上※のときは、その空白期間前の有期労働契約は通算期間に含めません（6か月未満の場合はその前後の契約期間を通算します。）。

※ 空白期間直前の有期契約が通算されなくなる期間（いわゆる「クーリング期間」）は空白期間直前の有期契約の通算期間が1年を超えた場合は6か月以上となりますが、1年より短い場合、クーリング期間は次のとおりとなります。

有期契約の通算期間	クーリング期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上
10か月超～	6か月以上

- 「契約の通算期間」ですので、例えば、有期雇用契約の期間が3年のものが、1回更新された場合、契約期間は通算で6年になりますので、「働いている期間」が5年を超えていなくても、契約期間は5年を超えているので、1回目の更新直後に無期転換の申込みができます。

また、育児休業などで勤務しなかった期間も、労働契約が続いていればその期間も通算

します。

- 無期労働契約への転換の申込みは、労働契約の期間中に行う必要があります。
- 無期労働契約に転換した後の労働条件（職務内容、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同じになります。

### どうすれば？

---

- 平成 25 年 4 月 1 日以降に契約した有期労働契約の期間を確認しましょう。その間の空白期間もあわせて確認しましょう。
- 無期転換の申込みを行うときには、口頭での申込みでは、後日、申込みをしたかどうか争いが生じることもありますので、できるだけ書面で申込みをすることをお勧めします。

### お問い合わせ

---

- 山梨県労働委員会事務局  
〒400-8501 甲府市丸の内 1 - 6 - 1 山梨県庁北別館 3 階  
電 話 055 (223) 1827  
相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
URL <http://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>
- 山梨労働局総合労働相談コーナー  
山梨労働局雇用環境・均等室内  
電 話 055 (225) 2851